外国年金管理(ベトナム特許)

ベトナム特許法の現在の法律は、2003年11月28日に施行されたものです。 この法律による旧来の法律からの改正点は以下のとおりです。

1.方式審査に要する期間が短縮されました。

旧:出願日又は出願時に満たされなかった要件が満たされた日から3ヶ月以内新:出願日又は出願時に満たされなかった要件が満たされた日から1ヶ月以内

2. PCT出願の国内移行における翻訳文の提出期限が変更されました。

旧:国内移行日から3ヶ月以内

新:2004年5月28日以降に国内移行を行う出願については、国内移行と同時

3.実体審査完了までの期間が変更されました。

旧:審査請求日又は出願公開日のいずれか遅い方の日から 18 ヶ月以内新:審査請求日又は出願公開日のいずれか遅い方の日から 12 ヶ月以内

4.特許料納付期限が変更されました。

旧:特許査定発行日から1ヶ月 新:特許査定発行日から2ヶ月

5.年金納付期限の計算方法が変わりました。

旧:年金納付は特許付与後に行なう。年金納付期限の起算日は出願日で、登録時に特許付与前の 年金もまとめて納付する。

新:年金納付期限の起算日が特許日となりました。

なお、最終納付年度の年金については、納付期限から権利満了までの期間が 12 ヶ月よりも 短い場合は月割での金額となります(最終年度の年金額 = 1 年分の年金額 ÷ 12 × 残存月数)

6.対応他国出願の情報提出ができるようになりました。

出願人は、当該ベトナム出願に対応する他国出願に関する情報をベトナム国家工業所有権庁 に提出することができるようになりました。

ベトナム国家工業所有権庁は、通常、他国における審査結果をもとに審査しており、審査結果を早く得たい場合には、他国における審査結果を提出することが奨励されています。

具体的には、他国の特許公報又は実用新案公報を提出することになると思われます。

提出できる書類は以下の通りです。

- ・対応する他国出願において発行された調査報告及び審査結果の写し
- ・対応する他国出願の特許公報又は登録公報の写し
- ・その他当該発明の技術内容について他国の特許庁により発行された各種書類の写し

パリ条約及びPCTに加盟しています。

ベトナム特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

- 1 . 存続期間は出願日から20年です。登録日の入力時に存続期限はセットされます。 出願は英語で行なうこともできます。英語出願した場合、3ヶ月以内にベトナム語の翻訳文を 提出する必要があります。
- 2.優先権主張を伴う場合は、出願日から3ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。 同じく出願日から3ヶ月以内に優先権証明書の翻訳文(英訳文(ベトナム語ではない))も必要です。
- 3.新規性喪失の例外規定があります。一定の要件を満たせば、公知の日から6ヶ月以内に出願すれば、新規性は喪失されなかったものとみなされます。
- 4. 優先日又は出願日から19ヶ月後に公開されます。
- 5.優先日から42ヶ月後までに審査請求を行なう必要があります。 その日までに審査請求がなされなかった場合、出願はその期間経過の日に取り下げられた と見なされます。
- 6. 拒絶査定に対しては不服審判を請求することができます。 その場合の応答期間は拒絶査定から3ヶ月です。
- 7.「登録査定(特許付与の決定)」となった場合は、所定の期間内に、必要な手数料(公報発行料) を納付する必要があります。納付しなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされます。 現在、この期間は2ヶ月です。(改正前(2003/11/28施行前)は1ヶ月でした) この時に、代理人は1年度分の年金を含めての金額を通知してくると思われます。
- 8.料金の納付は「設定納付」の手続きで行います。 設定納付の入力を行なうことで、登録査定時にセットされた納付期限は解除されます。 ここでは、納付年数の入力はありません。
- 9.登録にて「登録日」「登録番号」及び「納付年」の入力を行ないます。 納付年は「1」となります。これにより、登録日から1年後に次回の年金期限が設定されます。 年金期限の起算日は、登録日となります。

KEMPOS上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

- 1.出願時に出願日から3ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限にセットします。
- 2.登録査定の入力で、納付期限を計算・セットします。(2ヶ月後)
- 3. 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
- 4.登録の入力で、登録日・登録番号及び納付年数として「1」を入力します。 出願日から1年後の日付を年金期限にセットします。
- 5.第2年度分以降の納付は、登録日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。 納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

(PCTルートの場合)

- 1. 通常の特許と異なる P C T 用の出願種別はありません。
- 2. 国内移行の入力時に、存続期限の計算を行ないます。
- 3.国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1.ベトナム特許の出願種別の設定は以下のとおりです。



- ・存続期間は出願日から20年です。
- ・年金期限の起算日は登録日です。
- ・初回の年金は1年です。登録時に1年度分の年金を納付します。
- ・2回目以降は、各年度の登録日の日までに次年度分の年金を納付します。

2. 出願の入力

・出願は「出願(審)」を使用します。



・出願の入力で、審査請求期限(優先日又は出願日から42ヶ月)がセットされます。



3. 登録査定及び特許料の納付

ベトナム特許の登録査定(特許付与)に関する規定は以下のとおりです。

審査の結果、出願が特許の要件を満たしていると判断された場合、特許庁は特許査定を行い、 2ヶ月以内に特許料を納付するように出願人に通知します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。

出願人は、拒絶査定に対して3ヶ月以内に審判請求を行なうことができます。

KEMPOSでは、特許査定は「登録査定」で入力します。 登録査定入力時に、2ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3-1.登録査定の入力

登録査定は、「登録査定(納付期限の計算あり)」を使用します。

	Ţ			世旦	山原公司	一山が3人 古人に任けられて光が以前 具体し/		M
П	V	/N	ベトナム	審査	・登録査定・	・ 登録査定(設定納付期限の計算あり)		-
Г	T			審査 ▼	・登録査定・	・ 登録査定(設定納付期限の計算なし)	ГГ	7

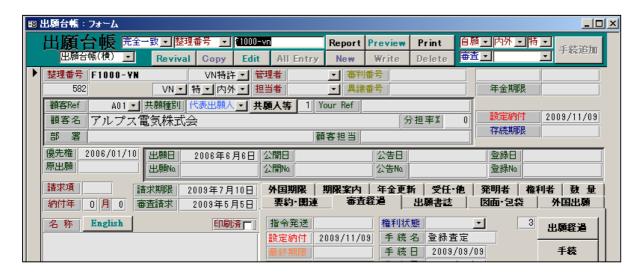
納付期限は「-2」(2ヶ月)で設定します。



登録査定の入力画面です。

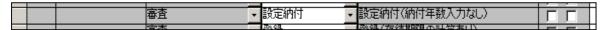
■ 出願手続:フォーム											
	経過手続	登録査定	v				4===				
			New Edit	Dele	te II	S提出	転記				
Þ	□ IDS 追	完 期限補正		請求書	提出書	通知状	受任票				
	査定日	2009年9月9日	経表示 🔽	DNTrn			添付DN				
			NA CHAIN		1	Г					
			送付日 受領日			.					
			担当者		_	印刷済厂					
	設定納付	2009年11月9日	文書名								
	最終期限		備考								

登録査定入力後の出願台帳の画面です。 設定納付期限がセットされています。

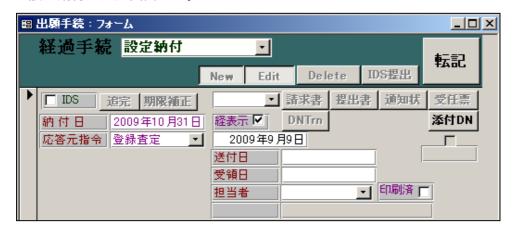


3-2.設定納付の入力

設定納付は、「設定納付(納付年数の入力なし)」を使用します。



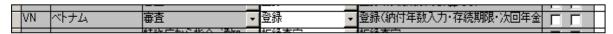
設定納付の入力画面です。



- ・納付年数(年金)の入力はありません。 特許料(公報発行料)のみの納付です。
- ・この入力で設定納付期限がクリアされます。

4. 登録

・登録は「登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり)」を使用します。





・納付年数には、予め「1」がセットされています。

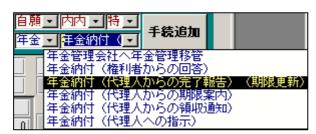


登録日が年金起算日に設定されます。



- ・納付年には「1」がセットされます。
- ・年金起算日には「2010/02/02」(登録日)がセットされています。
- ・存続期限には「2026/06/06」(出願日から20年後)がセットされます。
- ・年金期限には「2011/02/02」(登録日から1年後)がセットされます。

- 5.登録後の年金の納付。
 - ・最初の年金納付は、登録日から1年後までに行います。
 - ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。





「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。



- ・納付年は「2」に更新されています。
- ・年金期限は「2012/02/02」に更新されています。